

# 令和2年中の農地の賃借料について

(令和3年中の参考資料)

平成21年の農地法の改正に伴い、『標準小作料制度』が廃止となり、その代替措置として農業委員会を通じた小作契約の賃借料を公表するようになりました。

そこで、令和2年1月から令和2年12月までに小作契約のあった10a当りの賃借料につきましてお知らせします。なお、この金額はあくまでも目安としてお示しするものです。  
(10a当り)

| 締結(公示)<br>された地域名 | 田の部                 |                     |                | 畑の部     |         |                |
|------------------|---------------------|---------------------|----------------|---------|---------|----------------|
|                  | 最高額                 | 最低額                 | データ数           | 最高額     | 最低額     | データ数           |
| 椎木               | 18,900円<br>(粳約93kg) | 9,900円<br>(粳約49kg)  | 16件            | 20,000円 | 8,200円  | 27件            |
| 高城               | 11,900円<br>(粳約59kg) | 5,100円<br>(粳約25kg)  | 11件            | 14,000円 | 8,000円  | 12件            |
| 川原               | 9,700円<br>(粳約48kg)  | 4,600円<br>(粳約23kg)  | 参考なし<br>(前々年値) | 15,000円 | 10,000円 | 5件             |
| 石河内              | 12,200円<br>(粳約60kg) | 12,200円<br>(粳約60kg) | 2件             | 10,200円 | 10,200円 | 参考なし<br>(前々年値) |

※(宮崎県農業振興公社からの借地料は除く)

| 締結(公示)<br>された地域名 | ハウス施設の部 |         |      |
|------------------|---------|---------|------|
|                  | 最高額     | 最低額     | データ数 |
| 木城町全域            | 32,700円 | 23,000円 | 3件   |

農地の賃借や売買、転用などは、農業委員会への申請が必要です。  
事前に、必ず農業委員会での手続きをお願いします。

※大字川原地区の田と石河内地区の畑は、令和2年中の小作契約がありませんので前々年値の数値で示しています。

**賃借料は、土地の耕作条件や作付けされる作物等のいろいろな要素で、その契約額が異なります。実際に決められる際には、貸手・借手の双方で話し合いをして決定してください。**

- ※1. データ数は、令和2年1月から令和2年12月に有効であった契約をカウントしたものです。
- ※2. 賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、粳1kg203円、玄米1kg231円に換算しています。  
(JA米・一般米の1~2等米合計の平均価格を標準にしています。)
- ※3. 小作料金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

ご不明な点やご質問がございましたら、お気軽に農業委員会までお電話ください。